

広島市告示第188号

令和7年4月1日

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項による改正前の地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、広島市医師会運営・安芸市民病院の公金の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市西区観音本町一丁目1番1号

一般社団法人広島市医師会

会長 山 本 匡

2 委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで